

男鹿駅前チャレンジ広場



出店マニュアル

2022 年 1 月作成 第 2 版

男鹿駅前広場賑いづくり共同事業体

1. 会場について

1-1 会場案内

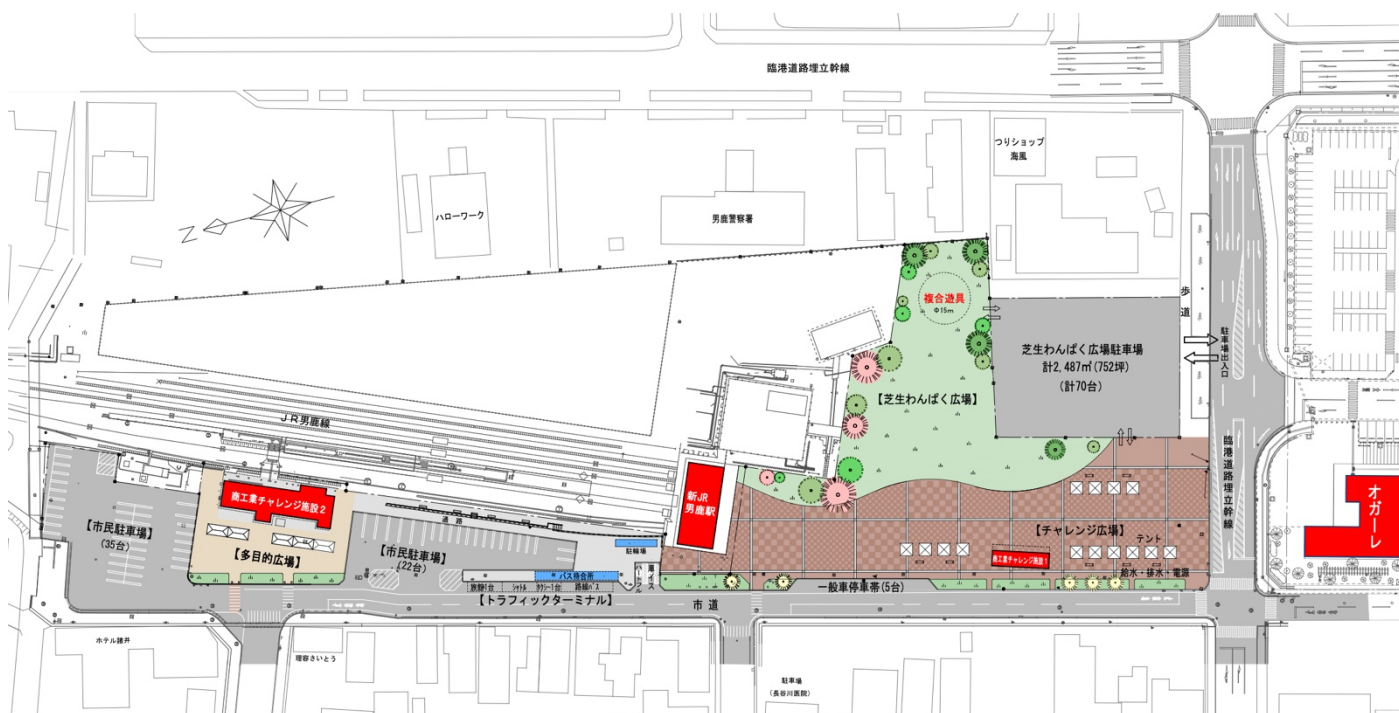
【男鹿駅前広場 チャレンジ広場】

- 所在地：秋田県男鹿市船川港船川新浜町 1-20
●電話：080-5733-1703（男鹿駅前広場運営担当 今村）
●E-mail：info@hubago.jp

〈アクセス〉

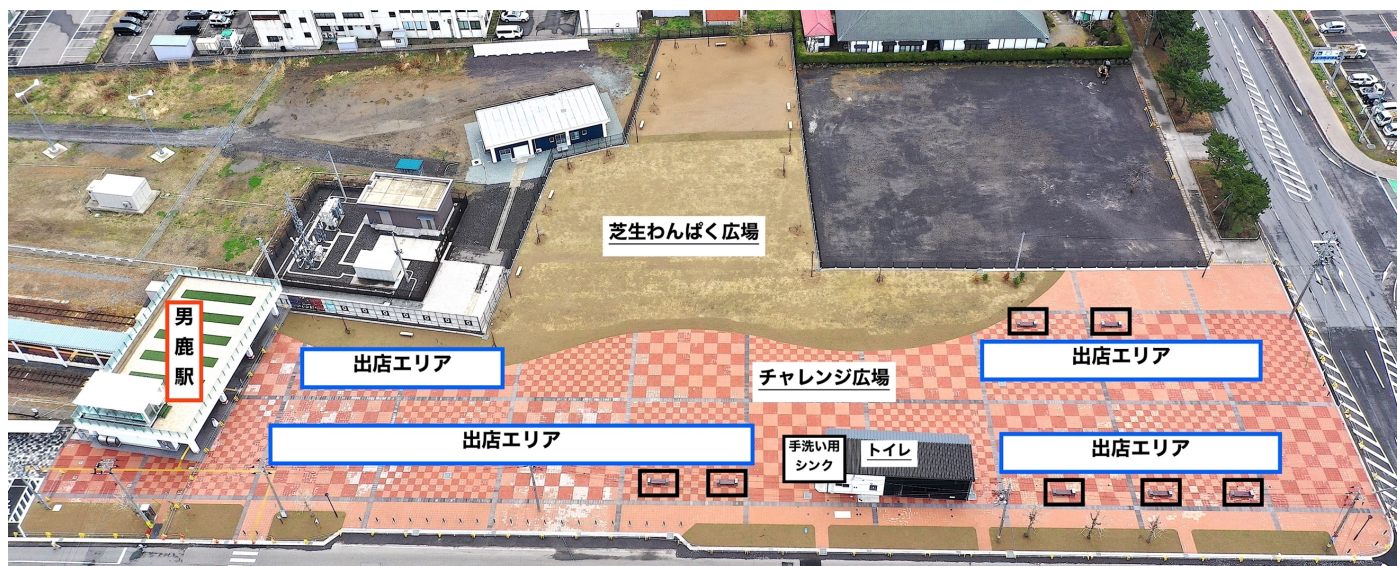
- JR 男鹿線・男鹿駅下車後、徒歩すぐ
- JR 秋田駅から車で約 50 分（約 40km）
- 秋田自動車道 昭和男鹿半島 I.C. から車で約 25 分
- 秋田空港から車で約 60 分（約 60km）

1-2 会場周辺図



1. 会場について

1-3 チャレンジ広場設備・レイアウト



出店可能エリアは、おおよその場所です。
イベントの有無や時期によっては多少変動あり。

…給水・排水・電源あり。

飲食店やキッチンカー など、給水・排水・電源が必要な出店者は、設備周辺で出店可。
使用したい方は、申請時に申し出ること。

※使用時の延長コードや給水・排水ホースなどは各自でご準備ください。

2. 出店募集要項

2-1 出店ブース

(出店要項第7条)

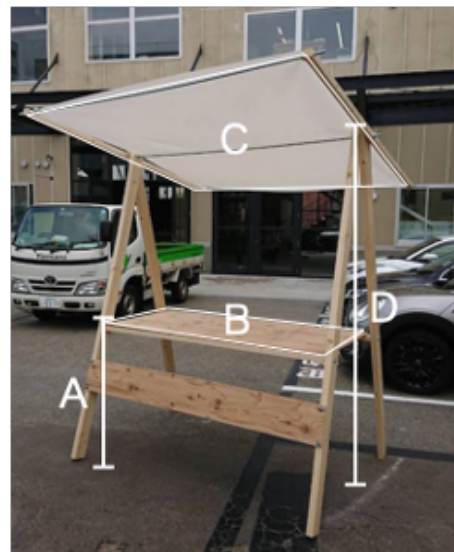
1 ブース約3m×3m
自前の屋台やテーブルの持ち込み可
移動販売車入場可
車両最大13t(ステージトラック程度)まで
(強度は歩道程度、養生した上で入場可)

1 ブースにつき屋台1台貸出可能です。(無料貸出)

■屋台サイズ

- A. テーブルの高さ 約900mm
- B. テーブルの大きさ 約700mm×1650mm
- C. 頭上日よけの大きさ 約1800mm×1800mm
- D. 日よけまでの高さ 約1900mm～2200mm

その他、有料の貸出は現在なし



2-2 出店料

(出店要項第5条)

出店終了後に、売り上げの10%を現金でお支払い又は後日請求書発行・振込でお支払いいただきます。

2-3 出店可能時間

9:00～18:00(設営撤去時間含む)

2-4 出店にあたって

(出店要項第3条、第8条、第9条)

出店にあたって必要な保健所や消防署、税務署等への許可申請は、各自事前に行った上で出店してください。

- ・出店希望者は、別紙「男鹿駅前周辺広場利用許可申請書」を指定管理者へ提出。
営業許可等が必要な出店の場合は、別途許可証を添付して提出。
- ・申請後、変更や取消がある場合は、別紙「男鹿駅前周辺広場利用許可変更取消承認申請書」を提出。
- ・出店終了後には、別紙「男鹿駅前周辺広場利用報告書」を提出。

2-5 出店位置の決定

(出店要項第6条)

- ・出店者は指定管理者の指定するところに出店。
- ・出店場所は申込順、ブースの大きさ、販売品目、などを考慮して指定管理者が決定します。
- ・指定管理者は入場者の安全対策上、または会場構成のために配置図面を変更し、再配置をする権利を有します。その際、出店者は、出店場所の変更に対する賠償請求はできないものとします。

2. 出店募集要項

2-6 諸注意及び禁止事項

- ・ 出店者は出店及び販売行為に関連して発生した事故・苦情に対して、全ての責任を負うこととし、衛生面に最大限の努力をしてください。
- ・ 出店申込書および各種提出書類の内容と異なる事実が発覚した場合、出店をお断りする場合があります。
- ・ 周囲に対して美観を損ねたり、風紀を乱す行為はお断りいたします。
- ・ 屋台に紙や布製のガムテープを直に使用しないで下さい。養生テープを使用して下さい。
- ・ 屋台などのレンタル備品を破損した場合は、弁済していただきます。
- ・ 出店ブース以外の場所での販売行為、食材の保管はできません。
- ・ 会場内は禁煙となります。
- ・ 看板等の装飾物の設置は、各出店者の責任で十分な強風対策を行って下さい。
- ・ ブースの前および横に大きく張り出すのぼり、看板等の設置はできません。
- ・ 呼び込み、チラシ配布は各自のブース前でのみ行って下さい。
- ・ 音響設備の利用は隣接するブースに支障をきたさない範囲でお願い致します。苦情が出た場合は改善を要求いたします。改善が認められない場合、出店を中止していただきます。
- ・ 指定管理者による会場風景や販売ブース等の撮影、撮影された写真等の公式 WEB サイト、SNS、パンフレット等への掲載、メディア等への提供に同意するものとします。顔・商品の写り込みが好ましくない場合は事前にご申告ください。

2-7 免責事項

- ・ 会場内における出展物、手荷物の保全については、万一の火災、盗難、紛失、損傷、その他事故による負担および賠償の責任を、指定管理者は負いません。
- ・ 出店者がブースに行った工作や、地面の汚れ、その他持ち込んだ備品等などは、搬出期間内に現状回復をお願い致します。撤収後の残置物は、内容によらずゴミとして処分し主催者は保管の義務を負いません。また、処分や清掃に費用がかかるものを残された場合清掃・破棄費用を請求いたします。
- ・ 指定管理者は不可抗力（天候、騒乱など）により、出店を変更・中止する場合がありますが、その決定によって生じる損害の負担、賠償責任を負いません。

2-8 飲食フードを販売する方へ

- ・ 出店にあたり、保健所等の必要な許可申請は出店者各自で行ってください。
食品・飲料の販売可否については各自保健所へ事前にご確認をお願いします。
秋田中央保健所（潟上市昭和乱橋字古開 172 番地 1 / TEL：018-855-5171）
- ・ 火器使用者は各自ブースに消火器の設置をお願いします。
- ・ 酒類の販売に関して、ビールの販売はクラフトビールのみ可能です。

3. 出店細則（全ブース共通）

3-1 出店範囲

指定管理者が事前に許可したものを除き、宗教、政治、ネットワークビジネス、その他の勧誘やチャリティー、募金活動はできません。

3-2 規則の遵守

出店規則を遵守し、スムーズな運営に協力してください。
また、出店者は自らの責任で日本国内の各種規定に従って下さい。違反等があった場合、改善を要求いたします。改善が認められない場合、出店を中止していただきます。

3-3 衛生面

飲食の出店者は来場される方々に安心して召し上がって頂くために、別紙・保健所の基準を維持するよう充分注意してください。

3-4 備品

（出店要項第7条）

出店者の使用する備品やブース装飾品などは、自ら持ち込むか、指定管理者手配のレンタル備品をご利用下さい。指定管理者による施工の補助、工具や機材の貸し出しは行いません。別途、指定管理者手配のレンタル備品をご希望の方は、別紙指定の申込書に必要事項をご記入の上、ご提出をお願いします。

ブース付帯設備、レンタル備品の破損、汚損、紛失については弁償していただきます。

3-5 清掃およびごみ処理

（出店要項第10条）

ブース内およびその周辺は常に清潔な状態を保持してください。
出店の際に出たごみは、残らずすべてお持ち帰りいただき、**出店者各自の責任と費用によって行ってください**。撤収後のブース内残置物について、指定管理者は保管の義務を負わず、ごみとして処理し、処理費用がかかった場合は費用をお支払いいただきます。

3-6 雨天時、災害について

悪天候やその他災害や騒乱などにより出店者および来場者に危険がおよぶと判断した場合、指定管理者の判断によりイベントを中止する場合があります。
指定管理者の責によらない理由での中止措置の際、これにより生じる出店料をはじめとする出店に関する一切の損害の補償は致しません。
中止の判断をした場合、その周知は決定時期に応じた合理的な手段で行います。